

商標使用許諾契約書

一般社団法人化学物質管理士協会(以下「甲」という)と“合格者氏名”(以下「乙」という)とは、次の通り、商標の通常使用権許諾契約(以下「本契約」という)を締結した。

第1条(目的)

甲は乙に対し、甲の所有する以下表示の商標権(以下「本商標権」という)の非独占的通常使用権(以下「本使用権」という)を許諾する。

登録番号 商標登録第6004659号

登録商標 化学物質管理士

指定役務並びに役務の区分

第41類 教育上の試験の実施、教育に関する情報の提供、教育フォーラムの手配及び運営、教育又は娯楽に関する競技会の企画・運営、コーチング(訓練)、個人に対する知識の教授、テキスト(広告文を除く)の執筆及び制作、職業に関する再訓練、セミナーの手配及び運営、知識の教授、翻訳

第42類 化学に関する研究、科学に関する研究、化学に関する試験・検査又は研究、科学に関する実験及び研究、化学に関する分析、技術的課題の研究、技術的事項に関する研究、技術開発に関する指導及び助言、技術文書の作成、環境保護の分野に関する調査、情報技術(IT)に関する助言、情報技術に関するエンジニアリング、生物に関する研究

第2条(使用権の範囲)

乙に対する本使用権の範囲は次の通りとする。

地 域 日本国内

期 間 商標権の存続期間

内 容 第1条の指定役務並びに役務の区分内

第3条(商標使用料)

- 乙は甲に対して、本商標権の使用料として、金3万円を甲の指定する銀行口座に振込み支払う。なお振込手数料は、乙の負担とする。
- 前項の金額は、本契約締結日から1ヶ月が終了する日までに振込むものとする。
- なお、令和9年12月19日に本商標権の存続期間の延長登録がなされた場合、乙は甲の指示書に基づいて、前第1項の金額を甲の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。なお振込手数料は、乙の負担とする。その後の存続期間の延長登録がなされた場合についても同様とする。

第4条（商標権の維持）

甲は、第2条に定める期間中、本商標権を維持しなければならない。その後の存続期間の延長登録についても同様とする。

第5条（契約の解除）

甲または乙は、相手方に次の各号に挙げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 重大な過失または背信行為があったとき
- (2) 債務不履行が、相当期間を定めてした催告後も是正されないとき
- (3) 法人を解散したとき

第6条（本契約の期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約の締結日から本商標権の存続期間の末日となる令和9年12月19日までとする。
- 2 乙が第3条3項の振込みを行った場合は、引き続き10年間延長されるものとし、その後も同様とする。
- 3 なお、乙が本商標の使用の継続を望まないときは、甲への書面の連絡をもって本契約を終了することができる。また特段の申し出なく、第3条3項の存続期間延長登録に係る商標使用料の支払いがない場合は、乙が本契約の継続を望まないものとみなす。
いずれの場合も、乙は本契約終了日以降、本商標を使用することができない。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項、またはその解決につき疑義が生じた場合、両者は誠意をもって協議し、その解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持する。

令和 年 月 日 ←署名日を記入

住 所 〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目4番5号 芝ダイヤハイツ908
(甲) 社 名 一般社団法人 化学物質管理士協会
代表者 林 誠一 (印)

ご
署
名
下
さ
い

(乙)

住 所

氏 名

(印)